

旭川市病後児保育事業委託業務仕様書

令和7年度旭川市病後児保育事業に係る業務の実施については、旭川市病後児保育事業実施要綱及び旭川市病後児保育事業事務取扱要領（以下「要綱等」という。）に基づき、この仕様書による。

- 1 業務の内容
要綱等に基づいて、次の業務を行うものとする。
 - (1) 利用児童に対する保育、服薬の介助及び給食等のサービスの提供
 - (2) 適正なサービス水準を確保するための必要な施設設備の維持・管理
 - (3) 必要に応じ、市内保育所等への情報提供・巡回支援
 - (4) 業務実施状況に関する記録管理
 - (5) 施設登録、利用予約及び利用申込みの受付
 - (6) 利用申込みに対する可否決定及び委託者への通知
 - (7) 保護者からの利用料及び給食費実費の徴収
 - (8) 委託者に対する月例利用状況報告
 - (9) 事業に対する問い合わせ等への対応
- 2 業務処理責任者の選定
受託者は、業務の管理及び総括を行う業務処理責任者を定め、委託者へ通知するものとする。
- 3 利用料等（給食費を含む）の使途
要綱に基づいて保護者から徴収した利用料等は、当該業務の実施に要する経費に一部充てるものとする。
- 4 給食の提供について
受託者は、利用児童に対して、病状に適した給食を提供するものとする。
- 5 経理について
業務に係る収入及び支出について、他の会計と区分して経理するものとする。
- 6 実績報告について
受託者は、業務終了後、委託者の指定する方法に従って、業務の実績報告を行うものとする。
- 7 事故報告について
業務の実施に当たり、利用児童の生命や心身に影響を与えるような事故が発生した場合は、速やかに委託者に報告しなければならない。
- 8 再委託等の禁止
 - (1) この仕様書で示す業務の全部を一括して又は指定した部分を第三者に委託してはならない。
 - (2) この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて市の承諾を得なければならない。
- 9 その他
業務に当たり疑義が生じた場合は、委託者は受託者と協議の上決定するものとする。